

平成23年第30回葛巻町議会臨時会会議録（第1号）目次

平成23年5月26日

| | |
|--|---|
| 【開 会】 | 1 |
| ・ 出張報告 | |
| ・ 職員紹介 | |
| 【会議録署名議員の指名】 | 1 |
| 日程第1 会議録署名議員の指名 | |
| 【会期の決定】 | 1 |
| 日程第2 会期の決定 | |
| 【議案第1号～議案第2号】 | |
| 日程第3 議案第1号 葛巻町町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分 に関し承認を求めることについて | 2 |
| 日程第4 議案第2号 平成23年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正 予算（第1号） | 4 |

平成23年第30回葛巻町議会臨時会会議録 第1号 (本会議)

| | | | | | | |
|--|---------------------------------|---------|--------|-----------|-------|--------|
| 告示年月日 | 平成23年5月19日(木) | | | | | |
| 招集年月日 | 平成23年5月26日(木) | | | | | |
| 招集の場所 | 葛巻町役場 | | | | | |
| 会期 | 平成23年5月26日 1日間 | | | | | |
| 会議の月日 | 平成23年5月26日(木) 開会10時00分 閉会10時30分 | | | | | |
| 応招・不応招 議員及び出席 並びに欠席議員 (凡例) ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 遅 遅 早 早 | 議席番号 | 議員氏名 | 出欠席の有無 | 議席番号 | 議員氏名 | 出欠席の有無 |
| | 1 | 柴田 勇雄 | ○ | 6 | 橋場 清廣 | ○ |
| | 2 | 鈴木 満 | ○ | 7 | 高宮 一明 | ○ |
| | 3 | 姉帯 春治 | ○ | 8 | 辰柳 敬一 | ○ |
| | 4 | 小谷地 喜代治 | ○ | 9 | 鳩岡 明男 | ○ |
| | 5 | 山岸 はる美 | ○ | 10 | 中崎 和久 | ○ |
| 会議録署名議員 | 4番 | 小谷地 喜代治 | | 7番 | 高宮 一明 | |
| 会議の書記 | 議会事務局長 | 阿部 実 | | 議会事務局総務係長 | 千葉 隆則 | |

| | | | | |
|--|--------|-----------|-------------|--------|
| 地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名 | 役職名 | 氏名 | 役職名 | 氏名 |
| | 町長 | 鈴木 重男 | 農林環境エネルギー課長 | |
| | 副町長 | 觸澤 義美 | 建設水道課長 | |
| | 教育長 | 村木 登 | 教育委員会教育次長 | |
| | 監査委員 | | 病院事務局長 | |
| | 総務企画課長 | 村中 英治 | 農業委員会事務局長 | |
| | 住民会計課長 | 和野 一男 | 総務企画課総合政策室長 | 深澤口 和則 |
| 健康福祉課長 | | 総務企画課財政係長 | 大久保 栄作 | |

(開会時刻 10時00分)

議長 (中崎和久君)

朝のあいさつをします。おはようございます。

ただいまから、平成23年第30回葛巻町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので会議は成立しました。

これから今日の会議を開きます。

今日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しているとおります。

日程に入るに先立ち諸報告をします。

出張報告をします。

4月15日、岩手県町村議会議長会臨時政務調査会及び岩手郡町村議会議長会議長・事務局長会議出席のため、盛岡市に出張しました。

4月21日から22日まで、輝くふるさと常任委員会県外行政視察及び政務調査会総会出席のため、山形県に出張しました。

4月25日、岩手県知事訪問のため、盛岡市に出張しました。

4月30日、平庭高原の夕べ出席のため、久慈市に出張しました。

5月16日から20日まで、全国町村議会議長会議長・副議長研修会出席及び要望活動のため、東京都に出張しました。

これで出張報告を終わります。

次に副町長から発言の申し出があります。

去る4月の町職員の人事異動後、初めての議会開会でありますことから、職員の紹介をしたいということでもありますので、これを許します。副町長。

副町長 (触沢義美君)

大変ご苦勞様でございます。

4月の職員の定期異動によりまして異動ありました課長等で、本日出席している職員を紹介させていただきます。

住民会計課長の和野一男です。総務企画課主幹兼総合政策室長の深澤口和則です。以上、紹介を終わります。よろしくどうぞお願いいたします。

議長 (中崎和久君)

これで副町長からの職員紹介を終わります。

以上で諸報告を終わります。

これから今日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、葛巻町議会会議規則第119条の規定により議長から、4番、小谷地喜代治君、7番、高宮一明君を指名します。

次に日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本臨時会の会期について、本臨時会の招集に当たり、先刻、議会運営委員会が開かれ

ております。その協議結果について、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長、姉帯春治君。

議会運営委員長（姉帯春治君）

議長の指名がありましたので、議会運営委員会の会議結果について報告します。

本日9時30分から議会運営委員会を開催し、本臨時会の会期、議事日程等について協議しました。

その結果、会期は本日5月26日1日間とし、会期内の日程は議長がお手元にお示ししている日程のとおりです。

議員各位のご協力をお願い申し上げまして、報告を終わります。

議長（中崎和久君）

これで議会運営委員長の報告を終わります。

お諮りします。本臨時会の会期は、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、本日26日の1日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日26日の1日間と決定しました。

なお、議事日程につきましては、お手元に配付しました日程のとおりです。ご承知願います。

次に日程第3、議案第1号、葛巻町町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

（別添議案書説明）

議長（中崎和久君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。1番、柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

専決処分でございますので、このような形になっていることは承知いたしております。

まず、127条の2項、3項では、それぞれ各10,000円ずつ引き上げになっておりますし、第4項では20,000円の引き上げというようになっているわけでございます。課税限度額、この項目別にですね、2項、3項、4項で、それぞれ、これに該当する世帯数と、それから、その額、引き上げ額ですね、どのくらい、この改正によって反映されてくるのか、その内容についてお尋ねをいたしたいと思っております。

また、若干の増額はあるものと想定しておりますけれども、その補正予算等の措置に

については、どのようなお考えでしょうか。以上です。

議長（中崎和久君）

住民会計課長。

住民会計課長（和野一男君）

1点目のご質問でございます、影響の出る世帯数、それから金額ということでございますが、お答え申し上げます。本年度の課税標準額が6月に確定となりますことから、前年度の数値による推定値となるわけでございますが、お答え申し上げます。

基礎課税分が26世帯、増加金額が260,000円でございます。後期高齢者支援分につきましては60世帯、556,000円。介護保険納付分につきましては57世帯、930,000円あまりとなるものでございまして、合計で143世帯、1,746,000円ほどとなるものでございます。

それから2点目のご質問でございます。補正はいかがするかというご質問でございました。9月の議会に対応させていただきたいと思っております。以上でございます。

議長（中崎和久君）

ほかに。6番、橋場清廣君。

6番（橋場清廣君）

今の柴田議員に関連して質問しますけれども、今回の限度額の改正による影響というのは今答弁がありました。今回のこの限度額の改正に至った背景ですね、こういった限度額の引き上げ、こういった、さまざまな状況があったかと思えますけれども、こういった背景に基づいての今回の改正なのか、その点をお伺いします。

議長（中崎和久君）

住民会計課長。

住民会計課長（和野一男君）

背景についてのお尋ねでございます。お答え申し上げます。

限度額の改正につきましては、目的としますと、国保財政の安定化ということが一番にはあるわけでございますが、その引き上げの根拠としては、所得の多い世帯にしましては、限度額以上の国保税が課税されませんので、どうしても総体的に中低所得層の負担が重くなるということがございます。低所得者を対象にした軽減措置も受けられず、そして上限に届く所得にも満たない中間所得層の負担が増しているという現状でございまして、上限額を引き上げて高所得者の保険負担を増やし、中所得者の負担を減らして、所得層の負担ができるだけ公平になるということを目的にしていると、そういうふうな背景があるものでございます。以上でございます。

議長（中崎和久君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第1号、葛巻町町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分に関し承認を求めることについては、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり承認されました。

次に日程第4、議案第2号、平成23年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

（別添議案書説明）

議長（中崎和久君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。1番、柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

国保会計の早々の補正第1号は、前年度の繰上充用金というようなこととございます。こういったような形にならないように、国保会計については十分に、繰上充用金などを生じさせないような形では前々から発言をさせていただいてきているわけです。こういったような形になりますと、また、さらに今後の国保財政運営がますます厳しくなってくるものと私は思っております。その理由は、ただいまの説明で分かったのですが、普通調整交付金が12,000,000円ほど影響したというふうなことで、このような形になってまいりますと、国保会計も非常に、繰越金などについても、多分窮屈な財政内容になってくるものと思っております。こういったような繰上充用金を、このように基金から取り崩すというような形になりますと、また、基金も20,000,000円少しだけしかないものから、さらに5,800,000円なにかしらの、このように繰り入れをしますと、14,400,000円という説明がございました。ますます国保財政が窮屈になってくるのではないのかなと心配している1人でございますが、今後の、こういったような繰上充用をした場合の見通し、どのような形で持っているのでしょうか。

また、国保運営委員会などでは、こういったような議論については、どのような形で意見が出されているのか、その内容についてお尋ねをいたしたいと思います。

議長（中崎和久君）

住民会計課長。

住民会計課長（和野一男君）

1点目の国保財政の運営の見通しということでございました。お答え申し上げます。

今後の国保財政の運営ということにつきましては、結論から申し上げますと、危機的な状況がまだまだ続くものと考えております。歳入では、被保険者の減少や景気低迷による国保税額の減少、歳出では、ここ数年医療給付費は伸びていないものの、平成22年度、今回の補正をお願いしている会計でございますが、そのようであったように、入院等が増えた場合、被保険者が少ない分だけその影響が大きいなど、不確定要素もあり、国保財政は危機的な状況が続くものと考えているものでございます。

審議会について、2点目のご質問でございました。お答え申し上げます。

審議会が昨日開かれたわけでございますが、協議の内容といたしましては、補正の内容、今回補正となった理由の説明を申し上げたわけでございますし、繰上充用の制度の説明についてもご説明申し上げます。医療給付費の内容、それぞれの入院とか、それぞれの歯科とか、その分の医療費の状況についてご説明申し上げます。

協議の中では、委員の方からは、調整交付金の減がなければ、今回繰上充用とならなかったものなのですねというような確認がございました。また、補正で処理できなかったのかというご発言もございました。それと、税込、収納率が上がっていることに対して、その努力に敬意を表しますというようなご発言もあったところでございました。以上でございます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

経緯については分かりました。

そうしますと、つまり普通調整交付金の過大見積もりがあったというふうな形になるのでしょうか。その辺の事情についてはどうでしょうか。やはり、この国保会計には、こういったような繰上充用金とか、赤字とか、そういったような分については極力避けなければならないというふうなことでございますので、単なる普通調整金が減りましたというようなことだけの済ませ方でいいのかどうか。過大見積もりなのか、その辺の中身はどのような形になっているのでしょうか。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（ 觸澤義美君 ）

今回の繰上充用金に係る質問の中で、過大な調整交付金の、普通調整交付金の過大な見積もりであったかということですが、今回の改正が、今回国保広域化支援方針ということで、これを立てた県が、今までですと一定の徴収の基準をクリアしていないとペナルティーを受けておったわけですが、それが今回の改正によりまして、県がその方針を策定しますと、そのペナルティーがなくなる、減額措置がなくなるという状況の改正であったわけですが、

したがって、今年度の、22年度の対象がどこまで、その計画策定が進んで、どういう状況に策定が進むのかという部分が、国の方でもなかなか把握できなかったという部分があります。今全国で5県が策定をしなかったと、そのほかは全部策定したと、そのことによって、約802団体が今までペナルティーを受けておったわけですが、その額が25,000,000,000円ほどになるものであります。それが、今度は減額されなくなったことによりまして、全体的な調整の中で、最終的に調整の中でその減額が、当町の場合、今まではクリアしておったわけですが、そういう町村にも影響が出てきたと、その中で葛巻町に対して12,000,000円の影響が出たということですが、これは、最終的に普通調整交付金の最終申請が4月の13日でしたので、その時点でそういう把握、確定して、今回こういう事態での繰上充用をお願いしなければならなかったということですが、ご理解を賜りたいと思います。決して過大に普通調整交付金を予算計上しておったということではございませんので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（ 中崎和久君 ）

柴田勇雄君。

1番（ 柴田勇雄君 ）

過大見積もりはなかったというふうなことで、国のそういったような徴収率の貧賤でそのような形になったというふうなことでございますが、いずれ財政力の弱い市町村の国保財政については、そういったような小さな部分でもしわ寄せがきますと、このような財政状況になってしまうというふうなことだけは、そのように私は認識いたしております。

こういったような形になりますと、ますます財政が窮屈になってまいります。そうしますと、どうしても、やはり一番頼りがいになるのは、先ほど国保税の限度額の引き上げが議決されたわけですが、これが、今年度からこのような形で適用されるといふふうな形になってくるわけです。そういったような部分については、さらに納税者については、その分の負担感が増えてくるわけです。そういったような中で、国保税の徴収率を上げなければ何とも、にっちもさっちもいかないというふうな内容になるのではないかなど、私はそのように思っております。

今年度の国保税の徴収の体制、今年度、22年度と比較して、どのような徴収計画で

収入を確保していくのか、国保財政を運営していくのか、その辺の見通しがしっかりしていかなければ、ますます、こういったような部分が、あとにあって尾を引いてくるものと私は想定をいたしておりますが、その辺の徴収率の向上対策とか、いろいろな町民への負担をかけるわけでございますから、そういったような部分での町民理解を得られるために、どのような工夫をなさっていくのでしょうか。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

今回の徴収率に併せての、その徴収体制ということでございますが、これにつきまして、若干経過もお話させていただきますが、平成17年、18年あたりの滞納額、総額でございますが、99,000,000円ほど、10年ほど前には100,000,000円を超えているという状況にもございました。

そういう中で、今回課長等の、3年ほど前からでございますが、課長等の特別徴収対策を設けながら、それぞれの時期に合わせて徴収をしている体制をとっているということと、併せまして県の滞納整理機構の方に、ここ2年間職員も派遣しながら、滞納整理機構との連携を図りながらも、さらに、そういう徴収業務の体制を整えて、ここまで進めてきたところでございます。

そういう中で、18年ごろ、先ほど申し上げましたように、滞納分が99,000,000円ほどございましたが、今そういう体制等々をとりながら、22年度、今年度の見込みでございますが、滞納分が、現年度分が10,000,000円ほどになりますが、そのほか、これまでの滞納分65,000,000円ほどになっておりますので、この4年間くらいで99,000,000円くらいから75,000,000円に、今その滞納分が、22年度末の決算の見込みでございますが、そのような形でございまして、約25,000,000円ほどと言いますか、が今回も回収と言いますか、そういう対策を講じながら、そこまでの収納率を高めてきておるところでございます。

いずれ滞納分につきましては、今までですと11パーセント程度の徴収率でございましたが、今21パーセントくらい、去年、21年度は18パーセントくらい、そして22年度が21パーセントくらいということで、これも、かなりの徴収率の向上をさせながら、そういう努力をしておるところでございますので、ご理解賜りたいと思います。

議長（中崎和久君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第2号、平成23年度葛巻町国民健康保険事業勘特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

以上で今日の議事日程は全部終了し、本臨時会に付された事件は全部終了しました。

これで今日の会議を閉じます。

平成23年第30回葛巻町議会臨時会を閉会します。ご苦勞様でした。

（閉会時刻 10時30分）